様式第106の2（第43条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 差押調書 | （謄本）　　　　動産、有価証券用 |
| 年　　月　　日　　　　　　　殿村事務吏員　　　　　　　　㊞下記のとおり、滞納金額を徴収するため財産を差し押えします。なお、国税徴収法第142条の規定により、下記のとおり捜索しました。 |
| 滞納者 | 住(居)所(所在地) |  |
| 氏名(名称) |  |
| 滞納金額 | 年度 | 税目 | 納期限 | 督促状発付年月日 | 税額 | 督促手数料 | 延滞金額 | 加算金額 | 加算金額 | 滞納処分費 |
|  |  | ・・ | ・　・ | 円 | 円 | 下記の金額円 | 円 | 円 | 下記の金額円（　　） |
|  |  | ・・ | ・　・ |  |  | 〃 |  |  | 〃（　　） |
|  |  | ・・ | ・　・ |  |  | 〃 |  |  | 〃（　　） |
| 計 |  |  |  |  |  | 〃（　　） |
| 性質及び所在名称、数量、差押財産 |  |
|  |
|  |
|  |
| 滞納処分のため捜索した場所又は物 |  | 捜索日時 | 年　　月　　日 | 午　　時から午　　時まで |
| 上記の捜索に立ち合い差押調査謄本を受領しました。年　　月　　日（　　　　　　　　）　　　　　　　　　㊞ | 差押調書謄本（捜索を受けた者あて）を受領しました。年　　月　　日（　　　　　　　　）　　　　　　　　　㊞ |
| 上記差押調書謄本記載の差押財産の保管を命ずる。（差押財産の使用収益を許可する。）年　　月　　日　　　　　　　　殿村事務吏員　　　　　　　　　　㊞ |
| 上記の財産は、通知のあるまで無償で保管します。年　　月　　日村事務吏員　　　　　殿㊞ |
| 記1　「延滞金額」は、納期限（更正、決定、修正申告書の提出があった場合は、その納期限）の翌日から納付（納入）の日までの期間に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます｡）に年14.6パーセント（納期限（更正、決定、修正申告書の提出があったものは、申告納付（納入）すべきであった納期限までの期間、又はこの納付（納入）すべき納期限）の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合で計算した金額です。なお、計算した額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が500円未満であるときは、その端数金額又はその全額は切り捨てます。2　「滞納処分費」は滞納処分に要した費用で、(　)書の金額は、この調書作成の日までのものです。 |
| 注意 | この差押について不服があるときは、この謄本を受けとった日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第4条の規定により村長に審査請求をすることができます。 |